

## 山梨県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導費補助金交付要綱

### (通則)

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の規定に基づく国民健康保険組合特定健康診査・保健指導費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、国民健康保険法及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 2 この補助金は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条及び第24条の規定に基づき国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が行う特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

- 3 この補助金は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）により国保組合が行う特定健康診査等を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に3分の1を乗じて得た額と、第1欄に定める基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、特定健康診査等について国が国民健康保険組合に対して補助した額を限度とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
- (1) 国保組合の理事長は、別表の第1欄に定める種目の経費の配分を変更（それぞれの配分額のいずれかの低い方の額の10%以内の変更を除く。）しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 国保組合の理事長は、事業の内容を変更しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。  
ただし、補助金の交付の目的に支障を来さない実施計画の細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りではない。
  - (3) 国保組合の理事長は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (4) 国保組合の理事長は、事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 国保組合の理事長は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他の財産（以下「取得財産等」という。）については、知事が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (6) 国保組合の理事長は、5（5）の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（別紙様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (7) 知事は、5（5）の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
  - (8) 国保組合の理事長は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - (9) 国保組合の理事長は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証

抛書類を補助金の額の確定の日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は知事が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### （申請手続）

6 国保組合の理事長は、この補助金の交付の申請を行おうとする場合は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

#### （変更申請手続）

7 国保組合の理事長は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第1-1による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

#### （交付決定の通知）

8 知事は、6の交付申請書又は7の変更交付申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定の通知を行うものとする。

#### （交付の方法）

9 この補助金は、概算払ができるものとする。国保組合の理事長は概算払を受けようとする場合は、別紙様式2-2による概算払請求書を提出するものとする。

#### （実績報告）

10 国保組合の理事長は、当該年度の事業が完了した場合は、別紙様式第2による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日（5の（3）により廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1箇月を経過した日）までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

- 11 知事は、事業の完了に係る実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の返還)

- 12 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える  
補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還す  
ることを命ずる。

(その他)

- 13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、  
知事が定める。

附則

この要綱は、平成21年3月23日から施行し、平成20年4月1日から適用  
する。

附則

この要綱は、平成21年12月2日から施行し、平成21年4月1日から適用  
する。

附則

この要綱は、平成23年3月15日から施行し、平成22年4月1日から適用  
する。

附則

この要綱は、平成23年8月3日から施行し、平成23年4月1日から適用す  
る。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度山梨県国民健康保  
険組合特定健康診査・保健指導費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度山梨県国民健康保

険組合特定健康診査・保健指導費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度山梨県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年5月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。